

消防の動き

326号

平成10年4月

「GIS」という語をご存じですか？ 聞いたこともない人が多いかもしれませんが、既にその一部は実用化されています。代表的なものとしては、カーナビですが、消防本部においても、電話通報と同時に付近の地図が表示

される指揮台、これもGISです。GIS(Geographic Information System) は、地理情報システムのことです。地図の図形情報と様々な属性情報をコンピュータを用いて統一的に管理することで、様々な形で表示したり、集計・解析したりすることのできるシステムです。従って、地図に関連する多くの情報を分かり易くする場合、GISは威力を発揮します。

GIS導入によって、どのような効果が期待できるのでしょうか？ 地図情報など様々な情報の検索や共有、処理などが圧倒的に効率化されるでしょう。また、従来は実施できなかったような調査・検討が十分行えるようになり、これらにより、合理的・タイムリーな意志決定が可能となり、より付加価値の高い行政サービスの提供が可能になると考えられます。なお、地図データの縮尺精度は、固定資産税課税業務に使用することを考慮すれば、1000分の1程度(大縮尺)の位置精度が必要となるでしょう。

大縮尺のGISは消防防災行政の分野で、具

消防防災とGIS

防災課長 益本 圭太郎

体的にどのような利用が考えられるのでしょうか？ まず、被害想定が考えられます。消防研究所の開発した「簡易型地震被害想定システム Ver 2」は、1 kmメッシュ単位ですが、大縮尺による戸単位の、ミクロな被害想

定により、きめ細かい防災対策が可能となります。火災等の発生時に、消火栓や防火水槽の位置を瞬時に把握し、適切な消化活動もできます。林野火災、防火訓練(避難所・避難路の確保)のシュミレーションにも役立つことでしょう。予防・危険物規制行政のデータ整理・分析にも有効でしょう。

このように消防行政全般にわたる利用が考えられるGISも、整備には検討すべき事項も多くあります。例えば、GISは、消防のみの利用にとどめるのではなく、地方行政全般さらには民間を含めた国全体の利用によってその真価を発揮することから、作成に多くの費用を要する地図情報の作成主体、費用分担について明らかにしておくことが必要です。現在、国では関係省庁連絡会議を設置し、国土空間データ基盤の標準化・整備等を検討中ですが、種々の課題が解決され一日も早いGISの本格的普及・利用が待たれます。

も く じ

○ 巻頭言.....	防 災 課 長	1
○ 自治体消防制度50周年記念式典の結果について.....	総 務 課	2
○ 石油コンビナート等特別防災区域の現況について.....	特 殊 災 害 室	4
○ 消防法施行令の一部を改正する政令について.....	救 急 救 助 課	7
○ 危険物の規制に関する政令等の一部改正について.....	危 険 物 規 制 課	10
○ セルフ給油に関するドライバーへの注意事項について.....	危 険 物 規 制 課	13
○ 少年消防クラブフレンドシップ'98の開催について.....	防 災 課	15
○ 平成9年(1~12月)の火災の概況について.....	防 災 情 報 室	17
○ 北から南から 土佐勤王の地~結いの里中芸.....		
.....中芸行政組合消防本部 消防長 公文 勝久		20

自治体消防制度50周年記念式典の結果について

総務課

去る3月7日(土)、午前10時30分から東京都千代田区にある日本武道館において、天皇皇后両陛下ご臨席のもと自治体消防制度50周年記念式典が自治省消防庁主催、財団法人日本消防協会、全国消防長会、財団法人日本防火協会の共催により開催されました。

昭和23年3月7日に消防組織法が施行され、市町村消防の原則に基づく今日の消防制度が確立して以来、50周年を迎えるにあたり、これを記念して、消防関係者をはじめ国民が挙って我が国における消防の発展を回顧すると共に、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国民の安全確保を図る観点から、社会経済情勢の変化に対応した消防防災体制の充実強化を期するため、全国から消防長や消防団長・副団長、各表彰受章者、地方公共団体関係者等約8,500人が参列しました。

式典は、午前10時30分 天皇皇后両陛下のご臨席とともに始まり、東京消防庁音楽隊による国歌吹奏、谷合靖夫消防庁長官の開式の辞、上

杉光弘自治大臣が式辞を述べられ、天皇陛下のおことば、続いて来賓祝辞として橋本龍太郎内閣総理大臣、伊藤宗一郎衆議院議長、斎藤十朗参議院議長、山口繁最高裁判所長官の三権の長と、地方公共団体を代表して栗原勝全国市長会会長(浜松市長)が祝辞を述べられました。

引き続き、表彰及び感謝状贈呈となり、内閣総理大臣表彰、自治大臣感謝状贈呈、消防庁長官表彰、日本消防協会会長表彰、全国消防長会会長表彰、日本防火協会会長表彰を行いました。

その後、幼年消防クラブの特別演技として、埼玉県入間市のゆりかご保育園とおおぎ保育園の園児による組体操の後、澤井安勇消防庁次長の閉式の辞により、祈念式典は終了しました。

こうして成功裡のうちに幕を閉じた自治体消防制度50周年記念式典は、消防がこれまで迎ってきた半世紀の発展の歴史を振り返るとともに、来るべき21世紀に向けた消防のあり方について決意を新たにさせる節目の日として、消防の歴史の1ページを記しました。

天皇陛下のおことば

本日、ここに、全国から参加した消防長、消防団長を始め、多くの関係者と共に、自治体消防制度50周年を祝うことを誠に喜ばしく思います。

市町村を主体とする新たな消防制度が発足したのは、戦後間もない、なお困難な時代でありました。当時、消防機材も乏しい中、消防団を中心に、新しい消防制度の確立のために力を尽くした関係者の労苦が察せられます。

その後50年の間に、自治体消防は、時代の推移に対応して、組織、設備、機能の充実強化を進め、地域社会の安全確保に大きく貢献してきました。ここに、関係者の長年にわたる昼夜を分かたぬ努力に深く敬意を表します。また、その間、厳しい任務を遂行する中で、負傷し、病を得た人々に思いを致し、殉職した人々に心から哀悼の意を表したいと思えます。

消防は、火災のみならず様々な災害から国民の生命、身体及び財産を守るという極めて重要な役割を持つものであります。これからの消防活動には、都市化や高齢化などに伴う多くの困難が予想されます。同時に、大規模災害や海外での災害など、取り組むべき新たな課題も少なくありません。

消防関係者が、今後とも、装備の充実と技術の向上に努め、安全な社会を築くために力を尽くしていくことを期待するとともに、国民一人ひとりが消防の使命の達成に一致協力していくことを切に希望いたします。

内閣総理大臣表彰

(敬称略)

山形県	真室川町消防団団長	黒坂久右衛門
茨城県	元高萩市消防団団長	穂積政次
神奈川県	横浜市磯子消防団団長	金子善一
兵庫県	安富町消防団団長	北野活郎
和歌山県	白浜町消防団団長	山本明
鳥取県	米子市消防団団長	種原敏彦
島根県	日原町消防団団長	森元信好
福岡県	田川市消防団団長	平田芳馬
長崎県	元長崎市消防団団長	吉原源次
宮崎県	宮崎市消防団団長	高吉富夫
東京都	元東京消防庁消防總監	中條永吉
大阪府	元大阪市消防局長	岡本吉晃
大阪府	元堺市高石市消防組合消防本部消防長	谷義夫

日本消防協会会長表彰

(敬称略)

1	特別表彰まとい	10機関
	代表 岐阜県神戸町消防団	
2	特別功労章	10名
	代表 東京都消防協会会長 武藤庄一	
3	表彰旗	61機関
	竿頭 綏	114機関
	功績章	988名
	精績章	2,329名
	勤続章 30年以上	5,105名
	50年以上	912名
	代表 新潟県小国町消防団	
4	優良婦人消防隊	51隊
	優良婦人消防隊員	48名
	代表 熊本県阿蘇町蔵原婦人消防隊	

自治大臣感謝状

(敬称略)

安倍北夫
伊藤和明
乾良次
宇佐美龍夫
内田公三
川越昭
斎藤光
島崎修次

全国消防長会会長表彰

(敬称略)

1	特別功労章	31名
	代表 秋田市消防本部消防長 高橋弘	
2	消防行政功労章	4名
	代表 向日市消防本部消防長 長谷川純	
3	永年勤続功労章	18,187名
	代表 姫路市消防局消防署長 吉川登志弘	

日本防火協会会長表彰

(敬称略)

優良都道府県幼少年婦人防火委員会表彰	5団体
優良市町村幼少年婦人防火委員会表彰	41団体
優良幼年消防クラブ表彰	46団体
優良少年消防クラブ表彰	43団体
優良婦人防火クラブ表彰	45団体
代表 埼玉県入間市幼年消防クラブ連合会	
会長 小泉泰人	

消防庁長官表彰

(敬称略)

1	功労章	250名
	永年勤続功労章	2,999名
	都道府県消防防災関係事務従事職員表彰	8名
	代表 岡山市消防局消防正監 太田力男	
2	表彰旗	51機関
	代表 山形県大石田町消防団	
3	竿頭 綏	47機関
	代表 三重県勢和村消防団	



石油コンビナート等特別防災区域の現況について

特殊災害室

石油コンビナート等特別防災区域の現況（平成9年4月1日現在）が取りまとめられたので、その概要を紹介します。

特別防災区域の現況について

(1) 特別防災区域の現況

ア 特別防災区域等

石油コンビナート等災害防止法では、

石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量が大量である一定の地域であって、当該区域に所在する特定の事業所について、災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせることが必要であると認められる区域を石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」とい

う。)として指定しており、平成9年4月1日現在で87地区が指定されています。

また、これらの特別防災区域が所在する市町村は115、所轄する消防機関は101となっています。

イ 特定事業所

特別防災区域に所在する事業所は、石油の貯蔵・取扱量等により第1種事業所又は第2種事業所(以下「特定事業所」という。)として区分され、それぞれ特別の規制がなされています。中でも、石油と高圧ガスを共に取り扱う第1種事業所については、災害防止の徹底を図る観点から事業所内の施設地区の面積、配置及び他の事業所等との関係についても規制(レイアウト規制という。)されています。

これらの特定事業所の状況は、表1のとおりとなっています。

ウ 石油の貯蔵・取扱量等

特定事業所における石油の貯蔵・取扱量は、20,140万kℓとなっています。

また、特定事業所における屋外貯蔵タンクの設置状況は、表2のとおりとなっています。

エ 高圧ガスの処理量

特定事業所における高圧ガスの処理量は、1,181,207万Nm³となっています。

また、特定事業所における高圧ガスタンクの設置状況を、高圧ガスの種別毎にみると、その内訳は表3のとおりとなっています。

(2) 防災体制の現況

ア 自衛防災組織等

特定事業所を設置する特定事業者は、災害の発生及び拡大を防止するため自衛防災組織を設置することとされています。

また、同一の区域に所在する特定事業所相互が、一体となった防災体制の確立が図れるよう、共同防災組織及び石油コ

ンビナート等特別防災区域協議会を設置できることとされており、これらの組織等の設置状況は、表4のとおりとなっています。

イ 石油コンビナート等防災本部

特別防災区域の所在都道府県においては、石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施に関する連絡調整等、特別防災区域に係る防災に関する重要な事項を推進するため、知事を本部長とする石油コンビナート等防災本部を置くこととされており、関係都道府県の全てに設置されています。

また、1の特別防災区域が2以上の都道府県にわたって所在している場合には、これらの都府県は防災本部の協議会を設置することとされており、広島県と岡山県(福山・笠岡地区)及び山口県と広島県(岩国・大竹地区)に設置されています。

ウ 防災資機材等

自衛防災組織等には、その業務を行う上で必要な化学消防自動車、泡消火薬剤等の防災資機材等を備え付けるとともに、これら进行操作する防災要員を置くこととされています。

また、特別防災区域が所在する市町村においては、特別防災区域における災害の発生に備える必要があることから、消防力の基準において同様に備え付けなければならないこととなっていますが、その整備については、当室所管の補助金により経費の一部の補助がなされています。

さらに、特別防災区域所在都道府県においては、関係市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、泡消火薬剤、オイルフェンスの整備に努めています。

これらの防災体制における防災資機材等の整備状況は、表5のとおりとなっています。

表1 特定事業所の状況

特定事業所の種別	特定事業所数
第1種事業所 (レイアウト対象事業所の内数)	490 (235)
第2種事業所	389
合計	879

表2 特定事業所における屋外貯蔵タンクの基数

タンク型式		外部浮きぶた	内部浮きぶた	その他	計
容量別等					
容量別 (kl)	1,000未満	67	216	14,701	14,984
	1,000～1万	906	494	3,902	5,302
	1万～5万	737	65	924	1,726
	5万～10万	490	0	33	523
	10万以上	475	0	8	483
直径別 (m)	24未満	718	657	17,652	19,027
	24～34	416	77	1,190	1,683
	34～40	431	39	631	1,101
	50～60	180	2	79	261
	60以上	930	0	8	938
	岩盤タンク	-	-	8	8
合計		2,675	775	19,568	23,018

表3 特定事業所における高圧ガスタンクの基数

タンク容量(t)	100未満	100～500未満	500～1000未満	1000～5000未満	5000以上	計
高圧ガスの種別						
液化アンモニア	276	27	20	19	11	353
液化塩素	118	45	0	0	0	163
その他の毒性ガス	122	36	3	5	0	166
液化石油ガス	393	246	348	291	146	1,424
液化天然ガス	1	0	0	1	26	28
その他の可燃性ガス	337	112	109	169	10	737
合計	1,247	466	480	485	193	2,871

表4 自衛防災組織等の設置状況

組織の種別	組織の数
自衛防災組織	879
共同防災組織	100
石油コンビナート等特別防災区域協議会	65

表5 防災資機材等の整備状況

区 分	都 道 府 県	市町村(消防機関)	特 定 事 業 所
人 員 (人)	-	消防吏員 52,116	防災要員(直) 6,473
大型化学消防車 (台)	0	104	192
大型高所放水車 (台)	0	88	155
泡原液搬送車 (台)	3	103	163
その他の消防車 (台)	2	2,470	400
オイルフェンス (m)	44,920	18,896	575,228
オイルフェンス展張船 (隻)	0	0	287
油回収船 (隻)	0	0	48
消防艇 (隻)	0	34	-
泡消火薬剤 (ℓ)	1,011	3,912	10,990

「市町村(消防機関)」欄の数値は、都道府県からの借用分を含む。

消防法施行令の一部を改正する政令について

救急救助課

1 はじめに

平成10年3月25日、消防法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第50号)が公布され、同日から施行されることになった。今回の改正は、回転翼航空機による救急搬送の需要等にかんがみ、回転翼航空機による救急隊の編成及び装備の基準を規定し、回転翼航空機による救急業務の推進を図ることとしたものである。

2 消防法施行令の改正の背景等について

(1) 国における取組(各種報告書等)

①消防におけるヘリコプターの活用とその整備のあり方に関する答申(平成元年3月、消防審議会答申)

消防ヘリコプターの整備を全国的に推進し、ヘリコプターを活用した消火、人命の救助、救急業務等いわゆる航空消防を積極的に展開していくことが、これからの消防にとって重要な課題であるといわなければならない。

(略)

消防ヘリコプターは、各都道府県域に少なくとも1機以上配置されることを基本とし、21世紀初頭には、我が国全土にわたってこのような配置が整い、各地域において消防活動に積極的に活用される体制が確立されることを目標とするべきである。

②救急業務及び救急医療業務に関する行政監察結果報告書(抄)(平成7年7月、総務庁行政監察局)

自治省は、(略)重篤な傷病者の救命効果の向上を図るためのヘリコプターの導入・活用を推進する観点から、次の措置を講じる必要がある。

1) 消防・防災の用途に使用するためその導入及び運航について財政支援措置を受けているヘリコプターの運航を他にゆだねている都道府県に対し、救急活動が消防機関により一貫して行われるよう指導すること。

また、ヘリコプターを使用した救急業務における救急隊員の乗務の指針を示すこと。

2) ヘリコプターの救急活動への活用を促進するため、傷病者の症状に応じ医師の代わりに救急救命士等を活用するよう都道府県及び消防本部を指導すること。

3) ヘリコプターの導入を促進するため、ヘリコプターを導入していない都道府県に対し、ヘリコプターを保有する都道府県及び消防本部における施設整備、運航体制の整備及び維持管理などの各種ノウハウを提供する等により、ヘリコプターの導入条件の早期整備が図られるよう支援すること。

③交通事故における救急ヘリコプターの実用化に関する調査研究報告書(抄)(平成8年3月、総務庁交通安全対策室)

本調査研究においては、我が国における救急ヘリコプターの実用化に当たって、消防・防災ヘリコプターの活用が適切であると結論付けた。

(2) 地方公共団体の取組

地方公共団体においても、特に、平成7年1月の阪神・淡路大震災の際にヘリコプターが重症患者の輸送、食料品等の物資輸送、救助隊員等の人員輸送、被害状況の調査・情報収集等に活用されたことから、その必要性が改めて認識され、航空消防防災体制の充実に向け、積極的な取組みがなされている。

①消防・防災ヘリコプターの配備の進展等

各都道府県の区域に消防・防災ヘリコプターを当面少なくとも1機以上配備することを目標に(平成5年消防救第45号消防庁次長通知)積極的に消防・防災ヘリコプターの配備が進められているところであり、平成9年度末現在で、全国に63機、40都道府県域をカバーするに至っている。

消防・防災ヘリコプターの配備状況(各年度末現在)

平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年
30機 15県域	35機 18県域	39機 22県域	50機 29県域	58機 35県域	63機 40県域

(注) 県域とは、都道府県域のこと

また、回転翼航空機による救急搬送件数についても、増加の傾向にあり平成8年は、428件となっている。

消防・防災ヘリコプターによる救急搬送件数

平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
205件	195件	269件	389件	428件

②全国航空消防防災協議会の設立

平成8年1月には、消防・防災ヘリコプターに係る地方公共団体相互間の連絡調整の推進を図るため、全都道府県、12政令指定都市、東京消防庁、岡山市を構成員として全国消防防災協議会が設立されたところである。

全国消防防災協議会においては、調査研究事業(各専門委員会の設置)の実施や研修会の開催等航空消防防災体制の充実強化に向けた取組がなされている。

(3) ヘリコプターによる救急システム検討委員会結果報告書(抄)(平成8年12月、消防庁)

これらの国及び地方公共団体における取組等を踏まえ、消防庁において消防・防災ヘリコプターの救急業務への活用及びそのシステムの構築のための必要な課題等について検討を行うため、「ヘリコプターによる救急システム検討委員会」が設置され、その報告書において、「ヘリコプターによる傷病者の救急搬送についても、標準的な救急業務として法令上も位置づける必要があるものと考えられる。」とされた。

以上のように、回転翼航空機による救急搬送需要の増加、消防・防災ヘリコプターの配備の進展等国及び地方公共団体において航空消防防災体制の充実強化に向け積極的な取組がなされているところである。

そこで、この度、令第44条を改正し、回転翼航空機による救急隊の編成及び装備の基準を示すことにより、回転翼航空機による救急隊を消防法上の救急隊として明確に位置づけ、消防法上認められている法的効果を楽しむことを明確にしたのである。

(参考) 消防法上の救急業務に認められている法的効果

- ① 救急搬送中に行う応急の手当が法令に基づく正当業務行為となること(消防法第2条第9項)
- ② 救急隊員が現場にある者に対し、救急業務への協力要求をすることができること(同法第35条の7)
- ③ 救急業務に協力した者に対し、災害補償の適用があること(同法第36条の3)
- ④ 救急隊に関し緊急通行権が認められること(同法第35条の8)

3 政令改正の概要

(1) 政令改正の概要

救急隊の編成及び装備の基準に、回転翼航空機1機及び救急隊員2人以上により編成されるものを加え、回転翼航空機には、傷病者を搬送するに適した設備をするとともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けるものとした(令第44条第1項、第2項)。

(2) 救急隊の編成の基準(令第44条第1項)

回転翼航空機による救急隊の編成基準については、「回転翼航空機1機及び救急隊員2人以上」と定められたわけであるが、「救急隊員2人以上」とされたのは、傷病者に心肺蘇生措置等を実施する場合や、傷病者に対し効率的で正確な観察を行うためには最低2人以上の救急隊員が必要であるからである。

(3) 救急隊の装備の基準(令第44条第2項)

回転翼航空機による救急隊の装備の基準については、「回転翼航空機には、傷病者を搬送するに適した設備をするとともに、救急業務を実施するために必要な器具を備え付け」

ることとされたが、原則として、高規格救急自動車に積載している救急資器材と同様のものを積載することを基本とするが、飛行環境の影響や限られた空間等の条件を考慮した救急資器材の選定を行う必要がある。

新旧参照条文

(新) 第四十四条 救急隊は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて、又は回転翼航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。

2 前項の救急自動車及び回転翼航空機には、傷病者を搬送するに適した設備をするとともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。

3 (略)

(旧) 第四十四条 救急隊は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて編成しなければならない。

2 前項の救急自動車には、傷病者を搬送するに適した設備をするとともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。

3 (略)

4 終わりに

現在、消防・防災ヘリコプターは、救急活動をはじめ、情報収集、林野火災の消火、人命救助等様々な業務に活用されているところであるが、今後も住民のニーズを的確に捉え、住民福祉の向上のため積極的に活用していくことが求められている。

我が国におけるヘリコプター救急は未だ発展途上の段階である。今政令改正を契機に各地方公共団体において回転翼航空機による救急業務を積極的に実施するとともに、それぞれの地域の実情等を踏まえ、実効性のある回転翼航空機による救急業務実施体制を確立していくことが望まれる。

危険物の規制に関する政令等の一部改正について

危険物規制課

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成10年政令第31号）が平成10年2月25日に、また、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成10年自治省令第6号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成10年自治省告示第72号）が平成10年3月4日に、それぞれ公布又は公示されました。

今回の改正は、「規制緩和推進計画」（平成9年3月28日閣議決定により再改定）に基づき規制緩和の観点から措置される諸事項のほか、阪神・淡路大震災における危険物施設の被害状況を踏まえて危険物施設の附属設備について耐震性の向上を図る事項、計量単位を国際単位系に係る計量単位に改める事項等が含まれ、その改正内容は多岐にわたるものとなっています。

以下、今回の政省令等の改正の概要について紹介します。

第1 規制緩和推進計画関連

規制緩和推進計画関連で改正された事項は、次のとおりです。

1. 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に関する事項

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（いわゆる有人セルフサービス方式の給油取扱所のこと、詳細に表せば「顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所」のことをいいます。危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下単に「規則」といいます。）第28条の2の4を参照してください。）に関して、位置、構造及び設備（消火設備を除く。）の技術上の基準につ

いて危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下単に「令」といいます。）第17条第1項から第4項までに掲げる基準を超える特例が定められるほか（令第17条第5項及び規則第28条の2の5から第28条の2の7まで）、消火設備の技術上の基準が定められました（規則第33条等）。

また、当該給油取扱所における取扱いの技術上の基準は、令第27条第6項第1号（力を除く。）の規定の例によるほか、規則で定めるところによるものとされました（令第27条第6項第1号の3及び規則第40条の3の10）。

さらに、当該給油取扱所の予防規程において、顧客に対する監視その他保安のための措置に関することを定めるものとされました（規則第60条の2第1項第8号の2）。

2. 液化石油ガスの充てん設備を設置する給油取扱所に関する事項

液化石油ガスを燃料として用いる自動車等に当該ガスを充てんするための設備を設ける給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について、圧縮天然ガスを充てんするための設備を設ける給油取扱所との形態の相違等を勘案しつつ、令第17条第1項及び第2項の基準の特例が定められました（令第17条第3項第4号及び規則第27条の2から第27条の4まで）。

3. 給油取扱所における軽油の注油行為に関する事項

建設現場等における土木建設重機等に対する燃料用軽油の補給について利便を図るため、建設現場への軽油の供給を容易にする観点から、給油取扱所の定義が改められ、給油取扱所において、灯油のほか軽油についても固定した注油設備を使用して容器に詰め替え、又は車両に固

定されたタンクに注入することができるものとされました（令第3条第1号）。

これに伴いまして、給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準並びに取扱いの技術上の基準に関し、軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備に係る位置、構造及び設備の技術上の基準並びに取扱いの技術上の基準について、従来の灯油用固定注油設備に係る技術上の基準と同様の基準が盛り込まれました（令第17条第1項、令第27条第6項第1号等）。

4．一般取扱所の特例に関する事項

一般取扱所のうち、その施設における危険物の取扱形態が類型化できる次のものについて、新たに令第19条第1項の基準の特例が定められました（令第19条第2項第1号の2、第7号及び第8号）。

- (1) 洗浄の作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所
- (2) 切削油として危険物を用いた切削装置又は研削装置を設置する一般取扱所その他これに類する一般取扱所
- (3) 危険物以外の物を加熱するため危険物を用いた熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所その他これに類する一般取扱所

また、ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物を消費する一般取扱所についても新たに建築物の屋上に設置する形態のものが1つの類型としてが追加されました（規則第28条の57第4項）。

5．製造所又は一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する事項

- (1) 容量の算定方法

製造所又は一般取扱所の危険物を取り扱うタンク（以下「20号タンク」という。）について、その形態に応じた容量の算定方法として、20号タンクのうち、特殊の構造又は設備を用いることにより当該タンク内の危険物の量が令第5条第2項で算出される容量未満の一定量を超えることのないものについては、その一定量を当該

タンクの容量とすることとされました（令第5条第3項）。

- (2) 位置、構造及び設備の技術上の基準

20号タンクのうち、屋外にあるタンク又は屋内にあるタンクであって、その容量が指定数量の5分の1未満のものについては、屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準の例による必要がないものとするなど、技術上の基準を緩和する改正が行われました（令第9条第1項第20号等）。

6．製造所等の危険物を取り扱う配管に関する事項

従来、製造所等の危険物を取り扱う配管は、鋼製その他の金属製のものに限定されていましたが、技術的基準については適切な場合において性能規定化するという政府全体の方針を踏まえまして、今回の改正により、金属製以外の配管であっても使用することができるよう製造所等の危険物を取り扱う配管の位置、構造及び設備の技術上の基準について、強度、耐薬品性、耐熱性及び耐腐食性の観点から、令第9条第1項第21号等の規定が整理されました。

7．貯蔵所において貯蔵することができる危険物以外の物品の範囲の拡大に関する事項

屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において同時に貯蔵することができる危険物と危険物以外の物品の組合せ及び屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所又は移動タンク貯蔵所において貯蔵することができる危険物以外の物品の追加等が行われました（規則第38条の4）。

8．高圧ガスの移動式製造設備に係る製造のための施設に対する保安距離に関する事項

高圧ガスの製造のための設備が移動式製造設備である高圧ガスの製造のための施設にあっては、令第9条第1項第1号二の規定により製造所等が距離を保つべき高圧ガスの製造のための施設を移動式製造設備が常置される施設（貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。）のみに限るものとされました（規則第12

条第1号及び告示第32条第2号関係)。

第2 危険物施設の耐震対策関連

危険物施設の耐震対策関連で改正された事項は、次のとおりです。

特定屋外貯蔵タンクの緊急遮断弁に関する事項

阪神・淡路大震災における危険物施設の被害状況等を踏まえまして、耐震対策の観点から、特定屋外タンク貯蔵所の液体の危険物を移送するための屋外貯蔵タンク（容量が1万キロリットル以上のものに限る。）の配管には、当該配管とタンクとの結合部分の直近に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁を設けるものとされました（令第11条第1項第12号の3）。なお、当該弁は、遠隔操作によって閉鎖する機能を有するとともに、当該操作を行うための予備動力源が確保されたものとするものとされました（規則第21条の6）。

第3 その他

その他、改正された事項は次のとおりです。

1. 国際単位系に係る計量単位への変更に関する事項

計量法の改正に伴い、取引又は証明に使用される計量単位を国際単位系に係る計量単位に変更するものとされたことを踏まえまして、今回の改正により、令及び規則において使用されている計量単位が国際単位系に係る計量単位に改められ、数値について所要の改正がなされました（改正条文は多数のため省略します）。

2. 危険物取扱者試験受験願書等における押印義務の廃止に関する事項

押印に係る国民負担の軽減という政府全体の方針を踏まえまして、危険物取扱者免状交付申請書、危険物取扱者免状書換申請書、危険物取扱者免状再交付申請書及び危険物取扱者試験受験願書について押印義務が廃止されました（規則別記様式第21等）。

3. その他

介護保険法及び職業能力開発促進法の改正に

伴う規定の整備のほか、今回の改正にあわせて、所要の規定の整備が図られました。

第4 施行期日等

1. 施行期日

原則として平成10年3月16日から施行するものとされていますが、次に掲げる事項については、それぞれ次に定める日から施行するものとされています。

- (1) 特定屋外貯蔵タンクの緊急遮断弁に関する事項、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に関する事項及び危険物取扱者試験受験願書等における押印義務の廃止に関する事項 平成10年4月1日
- (2) 国際単位系に係る計量単位への変更に関する事項 平成11年10月1日
- (3) 他法令改正に伴う規定の整備 他法令改正の施行日

2. 経過措置

今回の政省令の改正に際し、所要の経過措置が設けられていますが、そのうち主なものは次のとおりです。

- (1) 平成10年4月1日において令第11条第1項第12号の3に適合する緊急遮断弁を設けていない屋外貯蔵タンク（容量が1万キロリットル以上のものに限る。）の技術上の基準については、平成21年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとされました。
なお、この経過措置の期間は、保安検査時等のタンクの開放時期に令第11条第1項第12号の3に適合する緊急遮断弁を設けることを想定して設けられています。
- (2) 今回の改正により、危険物取扱者免状交付申請書、危険物取扱者免状書換申請書、危険物取扱者免状再交付申請書及び危険物取扱者試験受験願書の様式の押印部分が削除されますが、平成10年4月1日において現に存する旧様式のものについては、当分の間、これを使用することができるものとされています。しかしながら、旧様式のものを使用する場合

においても、申請者は押印することを要しないものとされています。

- (3) 平成11年10月1日において国際単位系に係る計量単位への変更にあわせ、数値が変わる

ことに伴い、若干強化される技術上の基準に適合しない製造所等の構造又は設備に係る技術上の基準については、なお従前の例によるものとされました。

セルフ給油に関するドライバーへの注意事項について

危険物規制課

セルフサービス方式の給油取扱所については、昨年11月に出された「給油取扱所の安全性等に関する調査検討委員会」の報告を踏まえ、本年4月1日より導入するため、危険物の規制に関する政令及び危険物の規制に関する規則の改正、運用基準の通知等所要の措置を講じたところで、都道府県や消防機関の方々には、新たに基準等を整備したことから、その対応のため、格別の御努力・御協力をいただいているところと思っておりますが、危険物の取り扱いが一般顧客にまで及ぶというセルフ給油取扱所の特殊性ゆえに、その安全の確保のためには、従来のように、危険物施設の所有者・従業者等に対する指導等のみならず、一般のドライバーへの注意事項の周知も重要になります。

このようなこともあり、一般ドライバー向けの注意事項を例示したものを作成してみました（別紙）。給油作業時におけるドライバーへの指導は、給油取扱所の監視者に行ってもらうこととなりますが、都道府県や消防機関の方からも折りにふれ、別紙のような注意事項を給油取扱所関係者・一般ドライバーに対し、周知していただければ幸いです。

別紙

セルフ給油に関する注意事項

ドライバーが自ら給油を行うセルフサービス方式の給油取扱所（セルフスタンド）の設置が、

平成10年4月から認められることとなります。

自動車等への給油に使われるガソリンは、気温が - 40 度でも爆発性の混合気を形成する物質ですので、直接点火しなくても、ガソリンから離れた思わぬところの火源（ライター等の裸火に限らず、静電気、衝撃の火花なども火源となることがあります。）によって引火する可能性があります。セルフスタンドには各種の安全装置が設けられ、監視者による安全確認も行われますが、安全に給油を行っていただくため、ドライバーの方々には、次の事項に十分留意していただく必要があります。

セルフ給油は

専用設備を備えたスタンドで！

- ① セルフスタンドへの乗り入れ

セルフスタンドは、一般のドライバーでも安全に給油できるよう各種の安全上の措置が講じられています。セルフスタンドには、出入口等の見やすい箇所にドライバーが自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨が表示されています。

- ② セルフ用の固定給油設備横への停車

セルフスタンドには、セルフ用の安全装置を備えた固定給油設備が設置されていますが、セルフ用ではない固定給油設備も併せて置かれていることがあります。セルフ用でない固定給油設備ではドライバーが自ら給油することはできません。セルフスタンドに入ったら、

固定給油設備がセルフ用であることを表示で確認の上、定められた停止位置に停車し、エンジンを停止させて下さい。

火気厳禁

燃料の種類をしっかりと把握・確認！

自動車から降りたら、次の事項に注意しながら給油を行きましょう。

① 火気使用の禁止

給油の際には、給油口からガソリン蒸気が吹き出します。また、ガソリンが漏れいした場合には、大量のガソリン蒸気が発生します。このため、喫煙や喫煙のためライター（車内のシガーライターを含む。）に火を着けるといったことは絶対禁物です。

② 給油する自動車の燃料の把握

自動車には、ガソリンを燃料とするもののほか、軽油を燃料とするものがあります。ドライバーは自分の給油する自動車の燃料をきちんと把握しておく必要があります。特に、

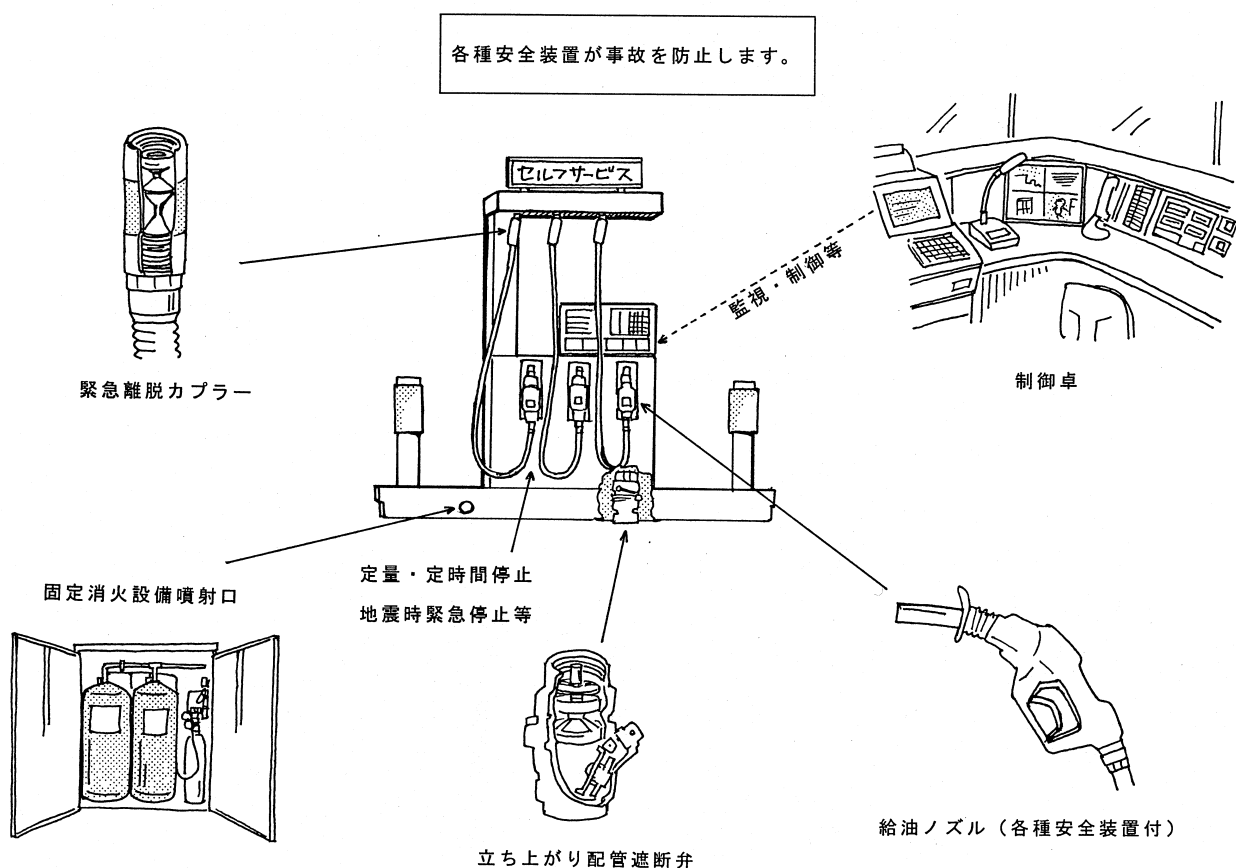
社用車やレンタカーなど、常時使用しないような車を使用する場合は、注意する必要があります。

なお、給油ホース機器には、給油できる燃料の品目の表示があり、彩色される場合の色は、ハイオクガソリンが黄、レギュラーガソリンが赤、軽油が緑となっています。

③ 給油ノズルの適切な取扱い

給油は、コントロールブースの監視者が、安全を確認したうえで、給油ポンプを起動させることによって開始することができます。給油ノズルの取扱いに当たっての注意事項は次のとおりです。

- ・給油ノズルは給油口の奥まで差し込みます。（ただし、自動二輪車等の場合は奥まで差し込めませんので注意して下さい。）
- ・給油中はその場を離れないでください。
- ・自動車の燃料タンクが満たされると、給油は自動的に停止しますので、そこで給油を終了してください。（必要以上に給油しよ



うとするとガソリンが給油の外にはね出したり、漏えいするおそれがあります。また、自動二輪車等の場合は自動的に停止しない場合がありますので、流量を絞りながら注意して給油しましょう。)

- ・給油終了後は、給油ノズルを戻すことを忘れられないようにしてください。

- ・給油ノズルの操作方法はセルフスタンドにより異なる場合がありますので、給油を始める前に取り扱い方法をよく確認してください。不明な点があれば、インターホンで監視者に問い合わせて下さい。また、監視者の指示には従って下さい。

危険物取扱者免状（甲種・乙種）をもった有資格者が、監視・制御・指示を行います。



少年消防クラブフレンドシップ'98

「自分で守ろう みんなで守ろう」

防 災 課

去る3月26日(木)、全国から約430名の少年消防クラブ員等がニッショーホールに集まり、「少年消防クラブフレンドシップ'98」が開催され

ました。

少年消防クラブは、おおむね10歳から15歳までの少年少女により編成されるもので、少年期

から防火・防災に関する知識を身に付け、地域や家庭における防火・防災を図ることを目的としており、平成9年5月1日現在、約6,200のクラブが結成され、約59万人がこれに参加しています。

全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長 消防庁長官）では、昭和29年から毎年、優良なクラブと指導者に対してその功績を表彰していますが、平成8年度までに626のクラブに対して表彰旗を、1,083クラブに対して表彰楯を、指導者597名に対して記念品を授与しています。

今回の「少年消防クラブフレンドシップ'98」は、第1部「表彰式」、第2部「アトラクション」、第3部「講演」という構成で実施しました。

第1部「表彰式」では、消防庁長官から、特に優良な少年消防クラブ（表彰旗）16団体、優良な少年消防クラブ（表彰楯）31団体、優良な指導者8名が表彰を受けた後、石川県宇ノ気町大橋少年消防クラブの森 麻侑子さんが、「小さな力をあわせ、精一杯頑張ってきました。今日の表彰の感動を胸に、全国の仲間と互いに励まし合いながら、より一層充実した活動を目指していきます。」とお礼の言葉を述べました。

第2部「アトラクション」では、全国でも珍

しい女性消防団員を主体とした横須賀市消防団音楽隊が、子供向けの楽しい演奏を披露しました。

第3部「講演」は、テレビ、ラジオ等でおなじみのタレントさんであり、ボランティア活動にも積極的に取り組まれている清水國明さんが、「備えあれば、楽しい!」という題で、大変わかりやすくお話をされ、子供たちも、清水さんの阪神・淡路大震災での自らのボランティアの体験談や、家族でどのようにして災害に備えているかなど、熱のこもった話に熱心に耳を傾けていました。

今回、この「少年消防クラブフレンドシップ'98」に参加した、少年消防クラブの皆さんは、「自分で守ろう みんなで守ろう」という防災マインドを全国に持ち帰り、日頃の活動にさらに励んで、一人でも多くの仲間を増やし、家庭や学校あるいは皆さんの住んでいる地域で防火・防災の輪を広げていくリーダーとして活躍してもらいたいと思います。また、指導者の方々は、少年消防クラブの活動に、より一層の熱意を注がれ、今後ともよろしく御指導をお願いします。



平成9年（1月～12月）における火災の概況について

防災情報室

1 総出火件数は2,111件の減少

平成9年における総出火件数は61,955件（うち爆発のみの火災件数は194件）であり、前年と比べると、2,111件減少（爆発のみの火災は30件減）しています。

火災種別ごとにみると、車両火災は277件、航空機火災は1件それぞれ増加し、一方、建物火災は203件、林野火災は573件、船舶火災は18件、その他火災は1,595件それぞれ減少しています。

2 火災による死者は148人の増加、負傷者は562人の減少

火災による死者は、阪神・淡路大震災の影響を受けた、平成7年中を除き、統計をとり始めた昭和21年以降、最高の2,126人（うち爆発のみの火災による死者は9人）となりました。前年と比べると、148人の増加（爆発のみの火災による死者は3人減）で特に、放火自殺による死者数の増加（67人増）が目立っています。

火災種別ごとにみると、建物火災は1,408人、林野火災は24人、車両火災は244人、船舶火災は2人、航空機火災は7人、その他の火災は441人の死者が発生しています。

火災による負傷者は7,482人（うち爆発のみの火災による負傷者は164人）であり、前年と比べると、562人減少（爆発のみの火災による負傷者は91人減）しています。火災種別ごとにみると、建物火災は6,411人、林野火災は177人、車両火災は282人、船舶火災は22人、その他の火災は590人の負傷者が発生しています。

3 火災による死者（爆発を除く）の40.1%は乳幼児及び高齢者

火災による死者2,126人のうち、爆発を除いた火災による死者2,117人について、年齢階層

別にみると乳幼児及び高齢者が、死者全体では849人（40.1%）をしめています。

また、建物火災による死者1,408人のうち、爆発を除いた建物火災の死者1,399人においては、690人（49.3%）をしめています。

4 建物火災の死者のうち居住建物による死者は、86.8%

建物火災における死者1,408人のうち、居住建物（住宅、共同住宅、併用住宅）における死者は1,222人（86.8%）です。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」「こんろ」

全火災61,955件を出火原因別にみると、「放火」7,058件（11.4%）、「たばこ」6,909件（11.2%）、「こんろ」5,829件（9.4%）、「放火の疑い」5,714件（9.2%）、「たき火」4,653件（7.5%）の順です。

爆発を除いた火災について、火災種別ごとにみると、建物火災34,413件にあつては、「こんろ」5,747件（16.7%）、「たばこ」3,843件（11.2%）、「放火」3,460件（10.1%）、「放火の疑い」2,511件（7.3%）、「ストーブ」1,880件（5.5%）の順です。

林野火災3,765件では、「たき火」1,014件（26.9%）、「たばこ」592件（15.7%）、「火入れ」364件（9.7%）、「放火の疑い」330件（8.8%）、「火あそび」215件（5.7%）の順です。

車両火災7,432件にあつては、「放火」997件（13.4%）、「放火の疑い」806件（10.8%）、「排気管」672件（9.0%）、「衝突の火花」377件（5.1%）の順です。

その他の火災16,023件にあつては、「たき火」2,669件（16.7%）、「放火」2,496件（15.6%）、「たばこ」2,110件（13.2%）の順です。

平成9年(1月~12月)における火災の概況(概数)

1 全国の概況

(1) 出火件数

平成9年中における総出火件数は61,955件で、これは、1日当たり約170件、約8分に1件の火災が発生したことになります。

これを火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

総出火件数	61,955件
建物火災	34,553件(55.8%)
林野火災	3,766件(6.1%)
車両火災	7,441件(12.0%)
船舶火災	125件(0.2%)
航空機火災	5件(0.0%)
その他火災	16,065件(25.9%)

また、それぞれを前年と比べますと、以下のとおりとなります。

総出火件数	-2,111件(-3.3%)減少
建物火災	-203件(-0.6%)減少
林野火災	-573件(-13.2%)減少
車両火災	-277件(-3.9%)増加
船舶火災	-18件(-12.6%)減少
航空機火災	1件(25.0%)増加
その他火災	-1,595件(-9.0%)減少

(注)前年比較における前年数値(確定値)は、その後の調査により変更があり、昨年同期の発表数値と違うものがあります。以下同じ。

(2) 死傷者数

平成9年中における死者数は2,126人、負傷者は7,482人で、これは、1日あたり死者が5.8人、負傷者が20.5人それぞれ発生したことになります。また、死者は、火災29.1件に1人、負傷者は8.3件に1人発生したことになります。

死者数、負傷者数についてそれぞれ前年と比べますと、以下のとおりです。

死者	148人(7.5%)増加
負傷者	-562人(-7.0%)減少

(3) 火災による損害

続いて火災による損害については、以下のとおりです。

焼損棟数	46,594棟(128棟/1日 1.3棟/件)
り災世帯数	32,163世帯(88世帯/1日 0.9世帯/件)
建物焼損床面積	1,816,920㎡(4,978㎡/1日 52.6㎡/件)
建物焼損表面積	165,024㎡(452㎡/1日 4.8㎡/件)
林野焼損面積	333,792a(914a/1日 88.6a/件)
損害額	1,674億7,530万円(4億5,884万円/1日 270万円/件)

(火災1件あたりの損害状況について、焼損棟数、り災世帯数、建物焼損床(表)面積は建物火災件数で、林野焼損面積は林野火災件数で、また損害額は総出火件数で割った数値を示す。)

これらを前年と比べますと、それぞれ以下のとおりとなります。

焼損棟数	-4,452件(-8.7%)減少
り災世帯数	-137世帯(-0.4%)減少
建物焼損床面積	107,184㎡(6.3%)増加
建物焼損表面積	-12,299㎡(-6.9%)減少
林野焼損面積	91,802a(37.9%)増加
損害額	-38億2,442万円(-2.2%)減少

2 建物用途別にみた火災発生状況

建物火災34,553件を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住宅	13,282件(38.4%)
共同住宅	4,819件(13.9%)
工場	2,645件(7.7%)
複合用途(特定)	2,136件(6.2%)
併用住宅	1,618件(4.7%)
倉庫	1,363件(3.9%)
複合用途(非特定)	1,119件(3.2%)
事務所	784件(2.3%)
飲食店	643件(1.9%)
物品販売店舗	511件(1.5%)
その他の用途の建物火災	5,633件(16.3%)

3 出火原因別にみた火災発生状況

全火災61,955件を出火原因別にみますと、以

下のとおりです。

放	火	7,058件(11.4%)							
た	ば	こ	6,909件(11.2%)						
こ	ん	ろ	5,829件(9.4%)						
放	火	の	疑	い	5,714件(9.2%)				
た	き	火	4,653件(7.5%)						
火	あ	そ	び	2,653件(4.3%)					
ス	ト	ー	ブ	1,910件(3.1%)					
電	灯	・	電	話	等	の	配	線	1,272件(2.1%)
火	入	れ	1,255件(2.0%)						
マ	ッ	チ	・	ラ	イ	ター	1,115件(1.8%)		
焼	却	炉	1,054件(1.7%)						
配	線	器	具	897件(1.4%)					
電	気	機	器	859件(1.4%)					
溶	接	機	・	切	断	機	771件(1.2%)		
排	気	管	746件(1.2%)						
そ	の	他	11,164件(18.0%)						
不	明	・	調	査	中	8,096件(13.1%)			

4 死傷者の発生状況

(1) 火災種別死者発生状況

全死者2,126人について火災種別ごとに見ますと、以下のとおりです。

建	物	火	災	1,408人(66.2%)
林	野	火	災	24人(1.1%)
車	両	火	災	244人(11.5%)
船	舶	火	災	2人(0.1%)

航空機火災 7人(0.3%)

その他火災 441人(20.7%)

(2) 火災種別負傷者発生状況

全負傷者7,482人について火災種別ごとに見ますと、以下のとおりです。

建物火災 6,411人(85.7%)

林野火災 177人(2.4%)

車両火災 282人(3.8%)

船舶火災 22人(0.3%)

航空機火災 0人(-)

その他火災 590人(7.9%)

(3) 死者の発生した経過別死者発生状況

全死者2,126人について、死者の発生した経過別にみますと、以下のとおりです。

逃げおくれ 860人(40.5%)

出火後再進入 27人(1.3%)

着衣着火 174人(8.2%)

放火自殺 778人(36.6%)

その他 287人(13.5%)

(4) 年齢階層別死者発生状況

爆発を除く死者2,117人について、年齢階層別にみますと、以下のとおりです。

5歳以下 51人(2.4%)

6~64歳以下 1,243人(58.7%)

65歳以上 798人(37.7%)

年齢不明 25人(1.2%)

土佐勤王党の地～結いの里中芸

中芸行政組合消防本部 消防長 公文 勝久

当消防本部は高知市から東へ約55km 1時間10分の位置にあり1年中雪を見ない温暖な自然美豊かな土地であり、四国山地の深山日本三大美林魚梁瀬杉の山地千本山の麓から清流奈半利川と安田川を形成し太平洋にそそいでいます。

ここで土佐勤王党の地の歴史についてこの場をお借りして紹介させていただきます。

ここで私たち郷土の誇りであります幕末の藩士（坂本龍馬と行動を共にした中岡慎太郎）について触れてみたいと思います。

天保九年西暦1838年4月13日高知県安芸郡北川村柏木の太庄屋中岡小伝次の長男に生まれる。幼名福太郎、1840年光次と改称、父より習字の指導を受ける、翌年柏木村の松林寺住職禅定和尚に読書を学ぶ、その後色々な書を極めながら1855年安政2年7月隣の田野学館で武市瑞山に剣術を学び、その後高知に出て武市瑞山道場入門、塾門に通いながら安政3年中岡光次晴久と署名、1856年桃井晴久の門下となる。その後かね（15歳）と結婚、文久3年1月10日京都へ出発慎太郎と署名、板垣退助と会合し意気投合する。同じく文久4年1月19日上京し長州藩邸にいり、久坂玄瑞らと活動し、その後色々な藩士と会談しながら慶応元年6月8日坂本龍馬と京都の薩摩邸に滞在して薩長和解の策を練る。慶応3年京都で板垣、中岡、西郷と逢う、11月15日坂本龍馬の下宿近江屋で会談中見廻り組佐々木只三郎ら7人に襲撃され死亡する。

このような歴史の物語が語り継がれ、現在は地元が生家が復元されて歴史民族館も会館し、多くの歴史ファンの人達が県外からも訪れています。また隣町には脱藩中に宿泊した岡御殿も復元されており、歴史の宝庫です。

ここで地域の現状に触れてみたいと思います。

消防本部は管内5ヶ町村の組合消防で昭和46年1月に1本部1署1分駐所で発足し、その後行政の簡素化に伴い昭和55年中芸行政組合に名称を変更、現在に至っているが平成10年7月から行政の一元化を図る為広域連合に移行すべき準備を進めているところです。

当本部の活動状況については、火災件数、救急についても少なく、火災については多い時で30件前後、少ない年には1桁台です。火災の特徴としては林野が全体の90%をしめている関係で、林野火災が発生をすると、防災ヘリ等の要請もしばしば行うことがあります。救急件数については年間約500件前後で推移しており、内容としては全国と同じく急病が全体の50%を占めています。搬送先については、管内に救急病院が1病院の約半数が管外搬送となっています。現在は高規格救急車も導入され、救命士も3名誕生し、地域住民の生命の保護に当たっています。

他の災害では、台風銀座といわれている室戸市に隣接しており台風の常習地帯であり、防災にもたいへん苦慮しています。一方火災予防については火災0運動を実施し、キャラクターによる防火PR、航空機による呼び掛け、防災無線、広報紙等による住民へのよび掛けを実施しています。

隊員の訓練については、体力訓練を兼ねて国有林等への立看板の設置等も実施をしています。今後地域住民の皆様方に少しでも消防・救急に対する理解を得る為地域の学習会等にも参加をし、火災予防・応急手当講習等を行っています。

一方消防団関係では、5団10分団で構成され241名の少数団員で地域の守りに関わっています。

各分団には消防車1台、小型動力ポンプ付積

防 災 製 品 の 種 類

寝 具 類	ふとん、座ぶとん、マットレス、ベッドパット、ベッドスプレッド、毛布、タオルケット、枕、毛布・布団カバーなど
寝 衣 類	パジャマ、ネグリジェ、寝間着、丹前、羽織、ガウンなど
キッチンウェア	割烹着、エプロン、アームカバーなど
そ の 他	非常持出袋、防災頭巾など

火遊びによる火災の防止

(予 防 課)

子供の火遊びによる火災は、大人がいない時や人目につきにくい場所で発生することが多く、このために火災の発見が遅れたり、初期消火が困難になるなどして火災が大きくなることがあります。

平成8年中の火遊びによる火災は2,702件と前年に比べ64件(2.3%)減少しましたが、依然として全火災の4.2%を占めています。また、火遊びによる火災の損害額をみると、33億4,277万円で、前年より7,569万円(2.3%)増加しています。発火源別の出火件数をみると、ライターによるものが最も多く1,350件、次いでマッチによるものが497件、花火によるものが98件発生しています。

子供の火遊びによる火災を防ぐためには、両親や周囲の大人が次のような点に注意を払うとともに、子供に対して火の恐ろしさや防火の知識について、年齢に応じた教育を行うことが必要です。

(1) マッチやライターなどは、子供の手の届くところに置かない。

子供の火あそびを防ぐ最良の方法は、簡単な操作で着火するマッチやライターなどを子供の手の届かない場所へ置くことです。

(2) 子供だけでは火を取り扱わせない。

子供は、たとえ火の取扱いができて火の持つ危険性を十分に理解するには未熟なため、火の適切な取扱いは期待できません。花火やたき火をする時には、必ず大人が立ち会いま

しょう。

(3) アイロン、ヘアードライヤーなどの高熱を発する電気器具は、子供がいたずらできないような場所に保管する。

子供は、好奇心が旺盛で、どんな物に対しても興味を持つものです。アイロン、ヘアードライヤーなどを使用したままにしておくと、子供がさわってスイッチを入れてしまうことが考えられますので、使用後は必ずコンセントを抜き、子供がいたずらできない場所に保管しましょう。

(4) 子供だけを残して外出することを避ける。

子供、特に幼児だけを残して外出することは避けなければなりません。やむを得ず子供だけを残して外出する時には、ガスこんろの元栓を閉めるなど火気使用器具が容易に火がつかないようにするのは勿論のこと外出時間もできるだけ短くしましょう。

(5) 子供が火遊びをしているのを見かけたら、注意してやめさせる。

子供は、火遊びにスリルと興奮を覚えるもので、エスカレートしていくとその頻度も増え、行動も危険なものとなります。このような危険性を早期に防ぐためにも、子供の火遊びを見つけたら、必ず厳しく注意しやめさせましょう。

(6) 子供に火の恐ろしさ、正しい火の取扱いについて教える。

子供が火に対して興味を示すのは自然なこ

とであり、火に関心を持つようになったら、火の恐ろしさを十分理解させるとともに、その正しい取扱方法について教えていくことが大切です。

もし火災が起こったら、真っ先に危険にさ

らされるのは幼い子供たちなのです。子供の火遊びで「まさか」ということにならないためにも、日頃から子供たちに火災のこわさと火災予防の大切さを教え、理解させておくことが大切です。

危険物施設の安全の確保

(危険物規制課)

目的

石油類をはじめとする危険物は、自動車・スト・ブ・ボイラ - などの燃料や、プラスチック・塗料などの化学工業製品の原料などとして幅広く使用されており、現代の私たちの生活を支えてくれる非常に便利なものとなっています。

しかし、これらの危険物は、取扱いを誤ると火災・爆発を起こす可能性が高く、多くの生命や財産を一瞬にして奪ってしまう危険なものでもあります。したがって、危険物を取り扱う際には細心の注意をもって臨み、その安全確保に努めなければなりません。

危険物に係る事故の多くは、人間の不注意が原因で発生しているものとなっております。

こうした事故の発生を未然に防止するためには、危険物の取扱いに従事する方々の保安に対する意識の高揚や、各事業所における保安管理の徹底などの、自主保安体制の確立が不可欠です。

このため、消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物関係事業所に対して保安の確保を呼びかけるとともに、広く一般国民の方々に対しても、危険物に対する理解を深めていただくよう努めています。

期間

平成10年6月7日(日)から6月13日(土)

実施団体

消防庁、地方公共団体、全国消防長会、全国危険物安全協会、危険物関係諸団体

危険物安全週間の実施方針

危険物安全週間中は、消防庁、地方公共団体、全国消防長会、全国危険物安全協会、その他関係団体の緊密な協力のもとに、地域の実情に応じ、以下のような行事を実施します。

- ・講演会、研修会等の開催
- ・新聞、テレビ、懸垂幕、立て看板等による広報
- ・危険物についてのポスターやパンフレット等の作成、配布
- ・消防機関による危険物関係事業所等に対する査察の実施
- ・危険物関係事業所における防災訓練
- ・危険物保安功労者の表彰
- ・優良危険物関係事業所の表彰
- ・危険物安全週間推進標語の募集、表彰

この「危険物安全週間」をとおして、危険物の取扱いに従事するの方々をはじめ、多くの方々が危険物に対する理解を深めることにより、事故のない、安全で豊かな社会を築いていきましょう。

発 番 号	日 付	あ て 先	発信者	標 題
消防危第36号	10 3 27	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について
消防予第38号	10 3 27	各都道府県消防防災主管部長	予防課長	「地下街に関する基本方針」の改正について
消防消第49号	10 3 27	各都道府県消防主管部長 政令指定都市消防局長 東京消防庁消防總監	消防課長	平成9年度消防施設整備事業債の貸付条件について
消防特第38号	10 3 31	関係都道府県知事	消防庁次長	石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令等の施行について
消防救第47号	10 3 31	各都道府県知事	消防庁次長	大規模災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同細目の一部改正について

消防本部及び消防署を置かなければならない町村の指定について

消 防 課

消防組織法第10条は、火災その他の災害の増加に対処し、市町村における予防行政の推進と消防力の充実強化を図るため、政令で定める市町村に対し、消防本部及び消防署の設置を義務付けており、同条に基づく「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令（昭和46年6月1日政令第170号）」において、すべての市は消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定したものについて同様の義務が生じることとされています。

このたび、平成10年4月2日付け自治省告示第114号をもって、18町村が自治大臣の指定を受けたところであり、これにより市町村数の97.3%にあたる3,145市町村が政令指定され、平成11年4月1日には、常備化市町村は、3,148市町村（うち3町村については政令指定による義務付けのない任意実施町村である。）となり、常備化率は97.4%となる見込みです。

なお、消防庁としては、非常備町村のうち、火災等の発生状況、救急需要、消防団の体制等地域の实情から常備化する必要があると考えられる町村に対しては、一部事務組合の設立や事

務委託などを含め、その効果的な消防体制の整備について検討するよう指導しているところで

自治省告示第百十四号

消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令（昭和四十六年政令第百七十号）本則の規定に基づき、消防本部及び消防署を置かなければならない町村を次のとおり指定する。

右の指定は、平成十一年四月一日からその効力を生ずる。

平成十年四月二日

自治大臣 上杉 光弘

県名	郡名	町村名
長野県	下水内郡	栄村
岐阜県	大野郡	久々野町、丹生川村、清見村、莊川村、白川村、宮村、朝日村、高根村
	吉城郡	河合村、宮川村
愛知県	北設楽郡	設楽町、東栄町、豊根村、富山村、津具村
	渥美郡	赤羽根町
奈良県	吉野郡	西吉野村

「危険物安全週間推進標語」の決定について

安全は 日々の気持ちの 積み重ね

(危険物規制課)

消防庁では、地方公共団体、全国消防長会及び全国危険物安全協会と共催で、関係諸団体の協力により「危険物安全週間」(6月の第2週)を中心として危険物の安全に関する意識の高揚及び啓発を行っています。

この一環として、「危険物安全週間推進標語」を全国に募集したところ、13,627点にのぼる作品の応募があり、去る3月12日危険物安全

週間推進標語審査委員会において標記作品が平成10年度の標語として決定されました。

この標語は、危険物の安全の確保に関する意識を啓発するため本年5月に各都道府県、市町村、消防機関、危険物関係事業所等に配布されるポスター(モデル 芹澤信雄 プロゴルファー)に使用されるほか、様々なかたちで周知が図られていく予定です。

平成9年度に消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的に募集した。「消防防災機器の改良・開発作品及び消防防災に関する科学論文」の入選作品の結果は、

消防庁消防研究所のホームページに掲載しています。消防庁消防研究所のアドレスは下記のとおりです。

<http://www.fri.go.jp>

消防研究コーナー

～消防研究所からのお知らせ～

高機能型携帯無線機の開発

消防研究所

1 はじめに

複数人間が共同して作業する時には、相互の情報交換が不可欠で、消防活動ももちろんこの例外ではありません。近距離であれば音声による情報の交換も可能ですが、騒音の大きな活動現場の環境を考えると、10メートル以上離れた隊員間の音声による情報交換は不可能に近いと考えられ、携帯無線機などが導入されています。しかし、消防活動時に使用するという視点から現状の携帯無線機を眺めて見ると、操作性をはじめ、必ずしも要求

を満たしているとは言えません。従前より指摘されている通信の輻輳も、依然として改善を要する課題の一つです。さらに、近隣消防本部などよりの応援を受けるような大規模活動の場合には、相互に交信が可能な状況を確認しておく必要もあります。

こうした課題を解決するため、消防研究所では最新のデジタル通信と移動体通信の技術を導入した、使いやすく、混信にも強い、携帯無線機を民間企業との共同で開発を行っています。

2 開発の目標

高機能型携帯無線機の開発に先だって、ヒアリング調査を実施し「携帯無線機の要改善点」を以下の5項目に整理しました。

- 1) 重い、ぶ厚い、高価
- 2) 手袋などを装着した状態で操作が困難
- 3) 電波割り当てが少なく輻輳する
- 4) 呼吸器を付けた状態では使いにくい
- 5) 電波出力の割に到達距離が短い

さらにこの結果を踏まえて「開発の方向性」を定めました。開発の方向性を要約すると、「デジタル通信」、「咽喉マイク」等の技術を用いて、「ハンズフリー」で、「騒音のある環境」の下でも「双方向」な通話が可能で、さらに、画像・手書き絵・位置情報・健康状況などのデジタル情報を送ることが可能な機器開発を目標とするというものです。開発期間を短くし、開発コストを低減させる為に、パーソナルハンディーフォンシステム（PHS）の技術を基盤技術として全面的に採用することとしました。

3 開発した高機能型携帯無線機の概要

開発した高機能型携帯無線機の概観を写真1に示します。全体のシステムは、子機と親機、さらに、親機を制御する管制用パーソナルコンピュータから構成されていますが、最小の構成では、子機のみで双方向のハンズフリー通話が可能です。親機が加わることで、3台までの子機間でのグループ通話が可能となります。さらに、管制用パーソナルコンピュータが加わると、隊員情報の表示、マウス操作による接続や切断が可能となります。開発したシステムでは、画像を受信し表示できるのは管制用パーソナルコンピュータが接続されている場合に限られます。高機能型携帯無線機は、PHSで使用が認められている1.9Hz帯の周波数（4通話 / 1周波数。40通話分）を使用します。電波出力は電波法の制約内の10mWですが、デジタル方式を採用しているため、電波条件の良い屋外では最大

限1km程度までの通話が可能です。子機ごとに識別番号が割り振られ、この識別番号により送信相手の指定、受信信号の識別が行われるため、自分の子機以外を呼び出す通信にはわずらわされません。また、その時点で使用されていない周波数を無線機が自動的に探し出して選択するMCA（Multi Channel Access）方式をとっていますので、輻輳発生は大幅に低減されます。周囲騒音は通信の妨害となる一方で、隊員にとっては環境の情報を伝えるうえで重要なものであり、遮音すれば対策として十分だというものではありません。そこで、幾種類かの騒音対策を組み合わせた子機を試作し比較した結果、写真2に示す、一定音量以上の周辺騒音のみ電氣的に遮断するヘッドフォンと咽喉マイクロフォンの組み合わせを選定しました。画像の送信のためには、デジタルカメラをパーソナルコンピュータ経由で子機に接続した専用の子機を用います。さらに、高機能型携帯無線機のヘッドフォンには在来型の消防用携帯無線機イヤホン端子からの出力を混合させることが出来、在来型の携帯無線機との併用を可能としてあります。在来型の携帯無線機を携行することが可能な条件では、併用使用することにより、通信経路確保の信頼性向上が期待できると考えたからです。高機能型携帯無線機の機能をまとめると次のようになります。

- 1) 使用周波数：1.9Hz帯
- 2) 出力：10mW
- 3) 子機本体重量：約100グラム
- 4) 連続使用時間：6時間以上
- 5) 通信周波数の自動割り機能（MCA）
- 6) ハンズフリー通話可能
- 7) 双方向通話可能
- 8) 騒音環境の下での使用可能
- 9) 通話相手の識別と特定が可能
- 10) 3台までの間でのグループ通話が可能
- 11) 画像などのデジタル情報の送信が可能
- 12) 一般の消防携帯無線機との併用可能

西 浦 敬	出向 (自治大臣官房総務課課長補佐へ)	総務課主幹
中 川 正 剛	出向 (自治大臣官房総務課秘書係長へ)	震災対策指導室企画係長兼指導係長
星 川 正 幸	辞職 (横浜市消防局担当係長へ)	危険物規制課危険物判定係長
成 田 祥 介	辞職 (北海道総合企画部地域振興室地域調整課主査へ)	防災課防災第一係長兼防災第二係長
熊 谷 剛 一	出向 (自治大臣官房総務課主査へ)	消防課消防団係長
上 田 尚 弘	辞職 (神奈川県総務部管財課主査へ)	救急救助課緊急援助係長
榎 本 幸 一	出向 (自治大臣官房総務課主査へ)	特殊災害室企画係長
和 久 教 子	辞職 (川崎市消防局予防部保安課へ)	危険物規制課
柳 瀬 康 孝	出向 (自治大臣官房総務課へ)	消防大学校庶務課
赤 田 政 則	出向 (自治大臣官房総務課へ)	総務課
金 子 太 陽	出向 (自治大臣官房総務課へ)	消防研究所庶務課
逢 坂 真 徳	出向 (自治大臣官房総務課へ)	消防研究所庶務課

(平成10年4月1日付)

氏 名	新	旧
滝 沢 忠 徳	消防庁次長	徳島県副知事
北 神 智	出向 (自治大臣官房付へ)	消防大学校長
朝 日 信 夫	消防大学校長	自治大臣官房付兼審議官
亀 井 浅 道	消防研究所長	消防研究所第三研究部長
佐 藤 文 俊	消防職員企画官・国際協力官事務取扱	自治大臣官房付
長谷川 和 俊	命消火第二研究室長事務取扱	消防研究所第二研究部長
斎 藤 直	消防研究所第三研究部長	消防研究所第二研究部消火第二研究室長
西 村 哲 生	消防研究所庶務課長	自治大臣官房会計課理事官
重 松 秀 行	消防課理事官	消防課課長補佐
佐 藤 貞 行	予防課違反処理対策官兼課長補佐	東京消防庁新宿消防署予防課長
松 本 則 夫	救急救助課救急専門官兼課長補佐	自治大臣官房総務課課長補佐
植 松 浩 二	消防課課長補佐	自治大臣官房総務課課長補佐

鶴田 俊	消防研究所第二研究部主任研究官	東京大学助教授
浅本 邦裕	総務課主幹	自治省行政局選挙部政治資金課主幹兼収支公開室主幹兼政党助成室主幹
広庭 忠雄	出向 (自治大臣官房会計課主幹へ)	消防課主幹
渡辺 大士	出向 (自治省行政局選挙部政治資金課主幹兼収支公開室主幹兼政党助成室主幹へ)	防災課主幹
三宅 正芳	出向 (自治省税務局府県税課主幹へ)	危険物規制課主幹・行政係長事務取扱
吉岡 正一	免経理係長	消防研究所主幹・庶務係長 経理係長事務取扱
鈴木 善彰	消防課主幹・消防団係長事務取扱	消防課財政係長
山下 稔	防災課主幹	自治省行政局公務員部福利課管理係長
田邊 正透	危険物規制課主幹・行政係長事務取扱	自治省財政局公営企業第一課交通事業係長
山崎 敏明	出向 (自治省行政局選挙部政党助成室企画係長へ)	総務課会計第一係長兼会計第二係長
菊地 進	特殊災害室企画係長	自治大臣官房総務課企画係長
大西 節男	出向 (自治省行政局公務員部能率安全推進室公平係長へ)	総務課表彰係長
三和 英治	震災対策指導室企画係長兼指導係長	自治大臣官房総務課秘書係長
黒澤 友博	出向 (自治省税務局府県税課直税係長へ)	総務課総務係長
本庄 宏	消防課財政係長	自治省税務局府県税課直税係長
笠井 健司	消防研究所庶務課経理係長	自治大臣官房総務課主査
小野寺 則博	総務課総務係長	自治省税務局固定資産税課企画係長
大川 祐規夫	防災課防災第一係長兼防災第二係長	北海道総合企画部地域振興室地域振興課主査
井上 高雄	消防課職員第一係長兼教養係長	茨城県企画部地域振興室計画調整課主任
早川 和一	総務課会計第一係長兼会計第二係長	自治省財政局財政課調査統計係長
小野田 裕之	出向 (自治省行政局公務員部公務員課公務員第二係長兼公務員第三係長へ)	消防課職員第一係長兼教養係長
小此木 哲也	救急救助課緊急援助係長	自治大臣官房総務課主査
加藤 晃一	危険物規制課危険物判定係長	川崎市消防局臨港消防署予防課主任
山口 大助	総務課表彰係長	自治大臣官房総務課

木原育子	消防大学校庶務課庶務主任	消防大学校庶務課
古川広紀	出向 (自治大臣官房総務課主査へ)	総務課
依田和弘	消防課	自治省財政局公営企業第一課
斎藤正治	出向 (自治省行政局公務員部公務員課へ)	消防研究所庶務課
木村宗敬	出向 (自治大臣官房総務課へ)	総務課
藤井比早之	出向 (自治省行政局選挙部政治資金課兼行政課へ)	消防課
荒井陽一	出向 (自治省財政局交付税課へ)	危険物規制課
菊地健太郎	出向 (自治大臣官房総務課へ)	防災課兼防災情報室
大井潤	出向 (自治省財政局財政課へ)	救急救助課
神田大介	出向 (自治省税務局市町村税課へ)	防災課
野瀬裕司	出向 (自治省行政局公務員部高齢対策室へ)	消防課
村岡嗣政	総務課	自治大臣官房総務課
近藤貴幸	消防課	自治大臣官房総務課
北村朋生	危険物規制課	自治大臣官房総務課
羽白淳	防災課兼防災情報室	自治大臣官房総務課
大塚大輔	救急救助課	自治大臣官房総務課
村井隆一	総務課	自治大臣官房総務課
伊藤修一	出向 (自治大臣官房総務課へ)	総務課
伊藤章司	総務課	自治大臣官房総務課
川戸淳史	総務課	自治省行政局選挙部選挙課
土田康博	消防大学校庶務課	自治大臣官房総務課
濱田裕正	出向 (自治省財政局財政課へ)	総務課
茂原伸幸	出向 (自治省行政局公務員部公務員課へ)	危険物規制課
関祐介	出向 (自治省財政局交付税課へ)	総務課
蒲地祥吾	総務課	自治大臣官房総務課
丸山正徳	消防課	自治大臣官房総務課

4月の広報テーマ

有人セルフサービス方式の給油取扱所におけるガソリン等の取扱い
林野火災の防止
外出先での地震の対処
住宅防火対策の推進

杉田 一 宏	防災課	自治大臣官房総務課
吉 浜 隆 雄	総務課併任	自治大臣官房総務課
新井場 公 徳	消防研究所第一研究部	
中 越 康 友	危険物規制課	
宮 沢 隆 律	総務課	自治大臣官房総務課
鈴木 宏 治	特殊災害室	自治大臣官房総務課
大 竹 勇 二	消防研究所庶務課	自治大臣官房総務課
高 井 祐 樹	消防研究所庶務課	自治大臣官房総務課
(平成10年4月9日付)		
氏 名	新	旧
山口 祥 義	出向 (自治大臣官房総務課課長補佐へ)	救急救助課課長補佐
岡 本 誠 司	救急救助課課長補佐	自治大臣官房総務課課長補佐

編集後記

桜前線の後を追って福岡市から上京し、消防庁総務課に勤務することとなりました。

さてこのたび、広報係として一年間「消防の動き」の編集を担当させて頂くこととなりました。小方(お・が・た)と申します。

消防士となり7年間、第一線で勤務して参りましたが、4月から初めての東京での一人暮らし、スーツに身を着替え、片手には地図を持ち、縦横無尽に走る地下鉄を乗り継ぎ、慣れない仕事に、机に向かっています。

情報というものは、消防機関にとってのみならず、あらゆる方面においても重要であることは、間違いありません。

「情報なくして、対応なし」という言葉があるように、いち早く皆さんに知って頂きたい多くの情報を、「消防の動き」を通じ、お伝えしていく役割を果たして参りたいと思います。

編集発行

消防庁総務課

〒105 0001 東京都港区虎ノ門

2丁目2番1号

TEL 03(5574)0121